

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

令和2年度 年金相談所開設日および国民年金 保険料学生納付特例制度について

今月の年金相談

4月9日(木)

10:30～12:00

13:00～15:30

完全予約制

次回は5月14日(木)です。

役場第1・2会議室

年金相談所開設日について

年金相談所は一人ひとりの相談内容に即した対応をするため「完全予約制」となっていますので、年金相談を希望される方は各月開設日の1週間前までに事前予約をいただきますようお願いいたします。

なお、予約状況によっては、翌月以降の開設日のご案内となる場合がありますので、お早めのご予約をお願いいたします。

【年金相談所開設日】

開 設 日		
4月 9日(木)	8月 6日(木)	12月10日(木)
5月14日(木)	9月10日(木)	令和3年1月14日(木)
6月11日(木)	10月 8日(木)	令和3年2月18日(木)
7月 9日(木)	11月12日(木)	令和3年3月11日(木)

※ 開設日および会場は変更になる場合もありますので、毎月の「広報やくも」でご確認ください。

※ 予約の際に、基礎年金番号をお伺いしますので、お手元にご用意をお願いいたします。

※ 予約状況により、ご希望の日時を指定できない場合がございます。

国民年金保険料学生納付特例について

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。保険料の納付が困難なときはそのままにせず、下記のとおり手続きを行いましょう。

【手続きの方法】

- ・平成31(令和元)年度(平成31年4月～令和2年3月)の学生納付特例の承認を受けた方で、令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)も在学予定の方は、4月始めに再申請の用紙が日本年金機構より送付されますので、引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。
- ・上記以外の方(令和2年度中に20歳になる方、すでに20歳になっているが令和元年度は学生納付特例制度の手続きをしなかった方など)は、役場または各支所、函館年金事務所にて受け付けています。

【必要なもの】

- ①年金手帳など基礎年金番号のわかるもの、または個人番号カードなど個人番号のわかる書類
- ②窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証など写真付き公的証明書なら1つ、保険証など写真無しのものなら2つ)
- ③学生証のコピーまたは在学証明書の原本
- ④印鑑

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課)	☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。	
	・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		
役場窓口	住民生活課社会係(窓口6番)	☎0137-62-2112(内線245)	
	熊石総合支所住民サービス課	☎01398-2-3111	

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。